

水際対策強化に係る新たな措置（２）

令和２年 12 月 25 日

１．南アフリカ共和国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、本年 10 月 1 日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12 月 26 日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12 月 26 日午前 0 時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

２．南アフリカ共和国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、本年 11 月 1 日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、14 日間待機緩和を認めているところであるが、12 月 26 日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの帰国者・再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

３．検疫の強化

（１）南アフリカ共和国から帰国する日本人については、新たに出国前 72 時間以内の検査証明を求める（12 月 29 日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で 14 日間待機することを要請する。また、12 月 26 日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（２）南アフリカ共和国から再入国する在留資格保持者については、出国前 72 時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、12 月 26 日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 以上の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に南アフリカ共和国における滞在歴のある者

（３）英国及び南アフリカ共和国から入国して 14 日間経過していない者について、健康フォローアップを徹底する。

（４）オーストラリアは入国拒否対象地域とはなっておらず、本邦への帰国又は上陸申請日前 14 日以内に同国に滞在歴のある者について、空港での検査を原則実施していないが、12 月 26 日以降、新たに空港での検査を実施する。

※（４）の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内にオーストラリアにおける滞在歴のある者

４．南アフリカ共和国への短期渡航の自粛要請

南アフリカ共和国に対しては、現状、感染症危険情報レベル 3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカ共和国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。（以上）